

令和2年八千代市農業委員会

第11回総会議事録

八千代市農業委員会

## ◆令和2年八千代市農業委員会第11回総会議事日程

- 開催日時 令和2年10月8日(木)午後1時30分～午後2時45分  
開催場所 八千代市役所新館6階 第4会議室  
日程第1 議事録署名人の選任  
日程第2 議案上程(議案第1号～第6号, 報告第1号～第2号)  
日程第3 議案審議及び採決

## ◆議 題

- 議案第1号 農地法第3条の件  
議案第2号 農用地利用集積計画審議の件(農業経営基盤強化促進法)  
議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件  
議案第4号 令和3年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について  
議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について  
議案第6号 八千代市農地利用最適化推進委員の決定について  
報告第1号 会長決裁事項の報告  
農地の転用事実に関する照会の件  
報告第2号 事務局長専決事項の報告  
農地法第5条届出書の件

## ◆出席農業委員 (14名)

- |         |           |         |
|---------|-----------|---------|
| 1 市川和彦  | 2 黒崎玲子    | 3 島村隼人  |
| 4 鈴木正範  | 5 安原清(遅参) | 6 將司実   |
| 7 加茂太郎  | 8 佐藤孝之    | 9 花島淳   |
| 10 立石勝則 | 11 稲垣哲也   | 12 間野恵一 |
| 13 齋藤孝一 | 14 小名木伸雄  |         |

## ◆出席農地利用最適化推進委員 (12名)

- |         |        |         |
|---------|--------|---------|
| 2 小林正樹  | 3 立石猛  | 4 綱島和朗  |
| 5 吉橋清一  | 6 鈴木美登 | 7 志田啓佑  |
| 8 戸田真一  | 9 長岡勇  | 10 立石秀夫 |
| 11 中臺保美 | 12 今井茂 | 13 櫻井正浩 |

◆事務局（4名）

局長 村田 順儀  
主事 柳田 惇

次長 石原 雄二

主査補 青木 重憲

## ◆総会議事録

議長	<p>皆さん、こんにちは。</p> <p>議事に入る前に私から1点申し上げます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、会議中、委員の皆さんはマスクを着用していただきますようお願いいたします。</p> <p>皆さん着用していますよね。</p>
議長	<p>それでは、議事に入ります。</p> <p>ただ今出席されております、</p> <p>農業委員は14名中、13名、推進委員は12名中、12名です。</p> <p>なお、安原委員におきましては、遅参するとの連絡が入っています。</p> <p>農業委員定数の過半数に達しておりますので、本日をもって招集されました令和2年八千代市農業委員会第11回総会は成立いたしました。</p>
議長	<p>ただ今から開会します。</p> <p>◆日程第1、議事録署名人の選任を行います。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議事録署名人は議長において指名することに、異議ありませんか。</p> <p>【「異議なし」の声あり】</p>
議長	<p>異議なしと認め、指名します。</p> <p>7番 加茂委員、8番 佐藤委員、両委員にお願いします。</p>
議長	<p>◆日程第2、議案第1号から議案第6号及び報告第1号から報告第2号をもって、本日の議題とします。</p> <p>この際、お手元に配付してあります文書により、朗読は省略しますので、ご了承願います。</p>
議長	<p>◆日程第3、これより議案の審議及び採決を行います。</p> <p>議案の審議及び採決は、議案第1号より逐次行います。</p>
議長	<p>●議案第1号 農地法第3条の件、</p> <p>始めに、申請番号1番について、審議及び採決を行います。</p> <p>申請番号1番は、申請人にお越しいただいています。申請人は、入室願います。</p>

	<p>【1番 申請人入室】</p>
議長	申請代理人の方ですか。
代理人	はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局は、申請番号1番について、概要の説明を願います。
次長 局長	<p>議案朗読（1番）</p> <p>本件の申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>場所につきましては、案内図1ページをご覧ください。吉橋堀込などの畑と採草放牧地の18筆で、尾崎橋の東、約350メートル付近に位置しています。</p> <p>現地調査は10月1日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。申請理由は、株式会社〇〇代表取締役である〇〇から株式会社〇〇への名義変更及び所有権移転です。</p> <p>法人が農地を取得するための農地法第3条の許可基準として、全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>その他法人の要件は、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件があり、それぞれ要件を満たしていることを確認しています。</p> <p>地域との調和要件は、周辺農地の利用に影響を与える要因はなく、問題はありません。</p> <p>なお、添付すべき必要書類も併せて確認しています。 説明は以上でございます。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>吉橋推進委員どうぞ。</p>
吉橋 推進委員	<p>推進委員の吉橋です。</p> <p>去る10月1日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は農地として、適切に管理されておりました。</p> <p>本件については、法人代表者から法人への所有権移転です。</p> <p>譲受人の取得要件についても、所有適格法人の要件を満たしておりますので、許可について特段問題はないと思います。</p>

	委員の皆さまのご審議をお願いいたします。
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>3番 島村委員どうぞ。</p>
島村委員	<p>3番 島村です。</p> <p>二点ほど伺いたいことがあります。</p> <p>一つ目ですが，法人に名義変更する理由を教えてください。</p>
代理人	<p>お答えいたします。</p> <p>譲受人の取得日が，約3年前の平成29年9月でございます。</p> <p>本来であれば，当時，法人として取得したい意向はあったのですが，農地所有適格法人の要件，特に業務執行要件が不足しておりました。それから3年経過しまして，要件が具備されましたので法人で取得したいとするものです。現在は譲渡人の所有ですので，法人から預託を受けて乳牛の育成や牧草の管理をしているという形態でございまして，実態に沿う形で売買をしたいということが主旨であります。</p>
島村委員	<p>次に，今回取得する農地は，法人としてどのように活用する予定なのでしょうか。</p>
代理人	<p>デントコーンやイタリアンストローなどの牧草地として考えております。</p>
島村委員	<p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p> <p>申請代理人は退場してください。</p> <p>【1番 申請人退室】</p>

議長	<p>議事を進めます。</p> <p>これより議案第1号の1番について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p><b>【「討論なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第1号の1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第1号の1番については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に、申請番号2番及び3番について、審議及び採決を行います。</p> <p>申請番号2番及び3番は、申請人にお越しいただいています。申請人は、入室願います。</p> <p><b>【2番及び3番 申請人入室】</b></p>
議長	<p>申請代理人の方ですか。</p>
代理人	<p>はい。</p>
議長	<p>申請されました件について、各委員の質問にお答えください。</p> <p>事務局は、申請番号2番及び3番について、概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（2番及び3番）</p> <p>本件の申請内容は、土地の売買取得です。</p> <p>場所は、案内図2ページをご覧ください。麦丸高野堀込の畑4筆で、城橋の北西約860メートルに位置しています。</p> <p>現地調査は10月1日、地区担当の齋藤委員と櫻井推進委員、10月の現地調査班で行いました。</p> <p>譲受人の申請理由は、農業経営の拡大を図りたいとするものです。</p> <p>農地法第3条の許可基準の全部効率利用要件は、遊休農地及び貸付地は</p>

	<p>ありません。</p> <p>機械の保有，技術についても永年，農業経営を続けてきた農家ですので問題ありません。</p> <p>農作業常時従事要件は，従事日数が 300 日ですので，150 日要件を満たしています。</p> <p>下限面積要件は，現在の耕作面積は 25,932 平方メートルですので，すでに 30 アール要件を満たしています。</p> <p>地域との調和要件は，周辺農地の利用に影響を与える要因はなく，問題はありません。</p> <p>なお，添付すべき必要書類も併せて確認しています。</p> <p>説明は以上です。</p> <p>(5 番 安原委員入室)</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>櫻井推進委員どうぞ。</p>
櫻井推進委員	<p>推進委員の櫻井です。</p> <p>去る 10 月 1 日に現地調査を行いました。</p> <p>現地は畑として，適切に管理されておりました。</p> <p>本件については，譲受人が当該農地を取得し，規模を拡大したいとするものです。</p> <p>譲受人の取得要件についても，永年経営を行っている農家世帯ですので，許可について特段問題はないと思います。</p> <p>委員の皆さまのご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>12 番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12 番 間野です。</p> <p>お聞きしたいのですが，地図を見ますと，中央付近に白く抜けているところは赤道なのでしょうかね。現在そこは使っていないで，耕作路として南側に便宜上付けてあるということなのですからけれども，それについても所有権を移転されるということで，近隣の所有者の耕作路については，どのように考えていらっしゃるのか。また，赤道についてもどのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。</p>



<p>代理人</p>	<p>お答えいたします。</p> <p>今回の2件の土地の間に、距離にして約60メートル、幅約1メートルくらいの赤道が入っております。昭和35年頃に隣接の所有者4名と、ここも含めて、自分たちで付け替えをしたという形になって、すでに約60年経過しているということでございます。</p> <p>その間の当事者間の合意ですけれども、文書等が一切ございませんが、実際この筆の左側を、長い間農道として利用しているということで、真ん中の道路は当事者間では、付け替えしたことになるようです。</p> <p>ですから、今回取得する方が、この道路については、もう何十年も耕作しているというのが実情です。</p> <p>近隣の方とはすでに合意を得られて、来週最終的に話し合いをするのですが、幅約2.7メートルで長さ約60メートルの道路を分筆しまして、各人の持ち分に応じて所有権の移転をするという形で、あらためまして後々に許可申請するということをご相談しております。これまでに2回ほど話し合いをしておりまして、来週合意書を取り交わす段取りになっているということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>間野委員よろしいですか。</p>
<p>間野委員</p>	<p>事務局に確認しておきたいのですが、3条で取得して通常ですと3年は耕作をしてからでないと転用できないとなっていると思いますが、農業用の付帯施設ということで、3年の縛りはないという解釈でよろしいですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>通作路ということで、農地に立ち入るために必要なものとしてとらえておりますので、3年の縛りはないものと認識しています。</p>
<p>間野委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
<p>議長</p>	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>ご苦労様でした。</p>

議長	申請代理人は退場してください。
代理人	ありがとうございました。  【2番及び3番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第1号の2番及び3番について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。  【「討論なし」の声あり】
議長	討論なしと認め、討論を終わります。 続いて採決を行います。 議案第1号の2番及び3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。  【挙手】
議長	挙手、多数であります。 よって、議案第1号の2番及び3番については、原案のとおり決定しました。
議長	●議案第2号 農用地利用集積計画審議の件、 申請番号1番について、申請人にお越しいただいていますので、入室願います。  【1番 申請人入室】
議長	申請人の方及び農政課の職員ですか。
申請人 農政課職員	はい。 はい。
議長	申請されました件について、各委員の質問にお答えください。 事務局は、申請番号1番について、概要の説明を願います。

<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（1番）</p> <p>お手元の資料で右上に「別紙1」と書いてあります、令和2年第11回総会議案第2号案内図の1ページをご覧ください。</p> <p>本件の申請内容は、場所は米本蛸池台の畑2筆で、新八千代病院から北西約80メートルに位置しています。</p> <p>借受人は認定新規就農者で、申請理由は、賃貸借権の新規設定です。期間は30年です。</p> <p>貸出人の申請理由は、その要望に沿いたいとするものです。</p> <p>賃料は、年間で70,000円です。</p> <p>利用集積計画要件の、「全部効率利用要件」は、認定新規就農者でありますので遊休農地及び貸付地はありません。</p> <p>「下限面積要件」は、4,300平方メートルの借り受けとなりますので、30アール要件を満たしています。</p> <p>「常時従事要件」は、従事日数は350日を予定しており、150日以上を満たしています。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>今井推進委員どうぞ。</p>
<p>今井 推進委員</p>	<p>推進委員の今井です。</p> <p>今後の営農計画について教えていただけますか。</p>
<p>申請人</p>	<p>主体は、施設を使った高付加価値作物を栽培していきたいと考えています。</p> <p>施設はパイプハウスで、隔離土耕栽培を行いたいと思っています。</p> <p>栽培作物は、アールスメロンとミニトマトを考えております。</p> <p>将来的にはアールスメロンの周年栽培、現在研修で行っている栽培でいきたいと考えていますが、初期段階、就農してからの数年間はリスク回避を含めて、春にアールスメロン、夏から翌年の春まではミニトマトの栽培を考えています。</p>
<p>今井 推進委員</p>	<p>もう一点。</p> <p>販路についてはいかがでしょうか。</p>
<p>申請人</p>	<p>道の駅での販売と直売を中心に考えています。</p>

	余った分に関しては、市場出荷を検討しております。
議長	今井推進委員よろしいですか。
今井 推進委員	はい。
議長	他に質疑ありませんか。 3番 島村委員どうぞ。
島村委員	3番 島村です。 もし、経営が上手くいかなくてハウスを撤去せざるを得なくなった場合、その費用はあるのですか。
申請人	これから始めるのでやめることは考えていませんが、現在研修先で台風15号の被害にあったハウスの解体などにも関わらせていただいているので、解体については自分でできると考えております。
島村委員	処分の方は。
申請人	鉄屑屋に処分するなど、自分でできると考えています。
議長	よろしいですか。 他に質疑ありませんか。
	【「質疑なし」の声あり】
議長	質疑なしと認め、質疑を終わります。 ご苦労様でした。 申請人及び農政課職員は退場してください。
	【1番 申請人退室】
議長	議事を進めます。 これより議案第2号について、討論・採決を行います。 討論ありませんか。

議長	<p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。      続いて採決を行います。      議案第2号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p>【挙手】</p> <p>挙手、多数であります。      よって、議案第2号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件、      事務局より概要の説明を願います。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（1番）      本件につきましては、10月1日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。      相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。      場所につきましては、現地調査案内図の3ページをご覧ください。      調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、利用状況について「議案第3号添付資料」の1ページから4ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。      説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。      吉橋推進委員どうぞ。</p>
吉橋 推進委員	<p>推進委員の吉橋です。      去る10月1日に現地調査等により確認を行いました。      対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。      委員の皆さんのご審議、よろしく願いいたします。</p>
次長	<p>議案朗読（2番）</p>

<p>局長</p>	<p>本件につきましては、10月1日、地区担当の安原委員、吉橋推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の、4ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、利用状況について「議案第3号添付資料」の5ページから8ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>吉橋推進委員どうぞ。</p>
<p>吉橋 推進委員</p>	<p>吉橋です。</p> <p>去る10月1日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議、よろしくお願いいたします。</p>
<p>次長 局長</p>	<p>議案朗読（3番）</p> <p>本件につきましては、10月1日、地区担当の花島委員、長岡推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため、その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては、現地調査案内図の5ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては、農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので、利用状況について「議案第3号添付資料」の9ページから10ページのとおり、税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>続いて、担当委員の意見を求めます。</p> <p>長岡推進委員どうぞ。</p>
<p>長岡 推進委員</p>	<p>9番の長岡です。</p> <p>去る10月1日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p>

	委員の皆さんのご審議，よろしくお願いいたします。
次長 局長	<p>議案朗読（４番）</p> <p>本件につきましては，10月1日，地区担当の花島委員，長岡推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては，現地調査案内図の6ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては，農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので，利用状況について「議案第3号添付資料」の11ページから13ページのとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>9番 花島委員どうぞ。</p>
花島委員	<p>9番 花島です。</p> <p>去る10月1日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので，納税猶予の20年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われまます。</p> <p>委員の皆さんのご審議，よろしくお願いいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（５番）</p> <p>本件につきましては，10月1日，地区担当の花島委員，長岡推進委員と10月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人の納税猶予が20年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては，現地調査案内図の7ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては，農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので，利用状況について「議案第3号添付資料」の14ページから15ページのとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>長岡推進委員どうぞ。</p>
長岡	<p>9番の長岡です。</p>

推進委員	<p>去る 10 月 1 日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので、納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議，よろしくお願いいたします。</p>
次長 局長	<p>議案朗読（6 番）</p> <p>本件につきましては，10 月 1 日，地区担当の立石勝則委員，立石秀夫推進委員と 10 月の現地調査班で調査を行いました。</p> <p>相続人納税猶予が 20 年の満了を迎えるため，その利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>場所につきましては，現地調査案内図の 8 ページをご覧ください。</p> <p>調査の結果につきましては，農地としてそれぞれ適正に管理されておりましたので，利用状況について「議案第 3 号添付資料」の 16 ページから 17 ページのとおり，税務署に報告したいとするものです。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>続いて，担当委員の意見を求めます。</p> <p>10 番 立石委員どうぞ。</p>
立石委員	<p>10 番 立石です。</p> <p>去る 10 月 1 日に現地調査等により確認を行いました。</p> <p>対象の特例農地は適正に管理されておりましたので，納税猶予の 20 年の満了を迎えるにあたって特段問題ないと思われます。</p> <p>委員の皆さんのご審議，よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め，質疑を終わります。</p> <p>これより議案第 3 号について，討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め，討論を終わります。</p>



	<p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第3号について、原案のとおり回答することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
議長	<p><b>【挙手】</b></p> <p>挙手，全員であります。</p> <p>よって，議案第3号については，原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第4号 令和3年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について，</p> <p>意見書案の概要を意見書策定委員会の市川委員長から説明願います。</p>
市川委員	<p>意見書策定委員長の市川です。</p> <p>議案第4号「令和3年度八千代市農業施策に関する意見書の提出について」をご説明いたします。</p> <p>皆様のお手元に配布してあります「令和3年度 八千代市農業施策に関する意見書」をご覧ください。市長あての鑑文があり，その下からが意見書の本文となっております。</p> <p>今般の意見書については，基本的に前年の内容を継承しておりますが，策定委員会内で検討し，具体的な提案とさせていただきます。</p> <p>それでは，意見書概要について説明します。</p> <p>まず項目1「遊休農地対策及び担い手の確保について」では，担い手への農地集積を促進するため，認定農業者等の利用権設定を補助する，市独自の補助事業を創設するよう要請したいと考えております。</p> <p>項目2「有害鳥獣対策について」では，防災網の設置費用に対する県の補助に加え，市による上乗せの補助事業の創設を要請したいと考えております。</p> <p>また，狩猟免許取得の促進，電気柵設置に対する補助の検討も意見に加えております。</p> <p>項目3「農業交流センターについて」では，農業者の施設利用推進を目指し，農産物販売所及び喫茶コーナーについて，利用料減免の要請となっております。</p> <p>項目4「人・農地プランについて」では，地域での協議の場の設置の促進，機構集積協力金の予算確保の要請としました。</p> <p>以上が，意見書案の概要です。つきましては，農業委員・推進委員の皆様にご賛同いただき，本総会において承認を得たいと思っております。</p>

	<p>承認をいただいた後、今回は経済環境部長，農政課長同席のもと，10月14日に服部市長へ提出する予定となっております。</p> <p>なお，本意見書案策定にあたって，9月18日に第1回，10月5日に第2回の意見書策定委員会を開き，意見書案の協議を行いました。10月5日には素案を基に農政課と意見交換会を開き，説明を行いました。</p> <p>説明は以上となります。</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>私からですが，初めて内容を見たのですが，この四角で囲ってある部分も含めて提出するということよろしいですか。</p>
市川委員	<p>今回は，具体的にやろうということで，このような形になりました。</p>
議長	<p>他に質問ありませんか。</p> <p>12番 間野委員どうぞ。</p>
間野委員	<p>12番 間野です。</p> <p>意見書の提出については，いつもこれを広報紙に載せる内容なのですが，金額的なものを載せるのは省かせてもらってよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>私も，予算確保だけをお願いするような中身になってしまうような気がするので。</p>
市川委員	<p>意見書という意味合いからすれば，そう見えてしまうかもしれませんが，どうでしょうか。</p>
事務局	<p>この表を用いて文中で示しているのですが，これがないとおかしくなってしまうと思いますので，変えるのであれば文章も変える必要があらうかと思えます。</p>
立石委員	<p>私は，変えなくて良いと思います。</p> <p>今までの総花的な意見書よりも，若い人たちが現実に遭遇して，こういうお願いをぜひとも市長にしたいんだということで，個人的には賛成します。</p>
黒崎委員	<p>私も意見書策定委員のメンバーなのですが，前期も3年間農業委員をさ</p>

	<p>せていただいて、文面を具体的なものではなく、大まかな内容で3年間とも提出したところ、回答も結局大まかな内容しか返って来なくて、具体的に八千代の農業を発展させていくといううえで、やはり具体的な内容を入れて、市の方にも実際動いていただきたいというような意思を提出したく、今回はこのような内容となりました。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>現在、討論となっておりますが、他にご意見、発言はありませんか。原案について、このままでいいのではないかという討論であります。間野委員からは、若干修正が必要ではないかというところもありましたけれども。</p>
間野委員	<p>私の方から省略できませんかということは、農業委員会だよりに載せる部分だけの話で、実際に提出するのは、私はこれで良いと思います。あくまでも紙面の許容量がありますので、そのあたりを考えて省けるものならと思ひまして。</p> <p>意見書自体からそれを省いてしまうと、違う主旨になってしまいますから、そのあたりはどうかと。</p> <p>このまま全部載せますよということであれば、それはそれでよろしいかと思ひます。</p>
次長	<p>皆さんのお手元に、農業委員会だよりの案があると思ひますが、情報がちょっと古いのですが、今全部載せた状態となっております。</p> <p>間野委員の意見は、四角で困った部分を農業委員会だよりに載せるときは省いたらどうかということです。</p> <p>その場合には、「下記のとおり」という表記があるので、そのあたりを修正する必要があるかということです。今のところは紙面上おさまっています。</p>
市川委員	<p>農業委員会だよりは、基本的には農家の人を読むような形ですよ。それであれば、農家の人にもわかるような形なほうが良いと思ひますので、載せたほうが良いかと思ひます。</p>
議長	<p>事務局にお尋ねしますが、この意見書の内容については、提出先の農政課ともこういう形で出しますよという話はしていますか。</p>
事務局	<p>はい。農政課と意見交換をして、素案の状態でお渡しして、今皆さんが</p>

	<p>ご覧になっている状態ですということでお話しています。</p>
議長	<p>わかりました。  それでは、採決を行います。  議案第4号について、原案のとおり提出することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
	<p><b>【挙手】</b></p>
議長	<p>挙手、全員であります。  よって、議案第4号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●議案第5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の変更について、  事務局より概要の説明を願います。</p>
局長	<p>それでは本日お配りしております、別紙の「八千代市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針」をご覧ください。  この指針は、平成29年、農業委員会の制度改正に伴い、法律に基づき策定されたもので、以後、3年ごとの委員の改選年度に見直すとされています。  変更の内容について、事前に各委員の皆さんに配布、確認をいただいておりますが、毎年策定しております活動計画と整合を図り、目標の数値を見直し、併せて文言の整理もいたしました。  なお、皆さまからは特段ご意見がありませんでしたので、本総会で決定をお願いするものです。  また、決定後、八千代市ホームページにて公表する予定となっております。  説明は以上です。</p>
議長	<p>質疑を行います。  質疑ありませんか。</p> <p><b>【「質疑なし」の声あり】</b></p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。  これより議案第5号について、討論・採決を行います。</p>

<p>議長</p>	<p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p> <p>討論なしと認め、討論を終わります。      続いて採決を行います。      議案第5号について、原案のとおり変更することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>【挙手】</p> <p>挙手、全員であります。      よって、議案第5号については、原案のとおり決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>●議案第6号 八千代市農地利用最適化推進委員の決定について、総会運営委員会の立石勝則委員長から説明願います。</p>
<p>立石委員</p>	<p>総会運営委員会、委員長の立石です。      本日、配布されております別紙の「議案第6号資料八千代市農地利用最適化推進委員の決定について」という資料をご覧ください。      本議案に関しまして、去る10月1日に農地利用最適化推進委員の追加募集に伴う審査を行いました。      対象者は、黒澤京子さんで、団体の推薦による応募でございました。      審査は、総会運営委員会の委員5名が評価委員となり書類審査、そして、小名木会長、將司職務代理者の2名でヒアリング審査が行われ、黒澤さんを推進委員の候補者として決定いたしました。      この結果をもって、推進委員に決定し、委嘱することについて、本日の議案として諮らせていただいております。      なお、専門委員会の役割分担につきましては、広報委員会を担当していただきたいと考えております。      委員の皆さんのご審議をお願いいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑を行います。      質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>

議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>これより議案第6号について、討論・採決を行います。</p> <p>討論ありませんか。</p> <p>【「討論なし」の声あり】</p>
議長	<p>討論なしと認め、討論を終わります。</p> <p>続いて採決を行います。</p> <p>議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>【挙手】</p>
議長	<p>挙手、全員であります。</p> <p>よって、議案第6号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>●報告第1号 会長決裁事項の報告について、農地の転用事実に関する照会の件、</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明（1番）</p>
議長	<p>質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>【「質疑なし」の声あり】</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終わります。</p> <p>報告第1号については、報告のとおり処理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>●報告第2号 事務局長専決事項の報告について、農地法第5条届出書の件、</p> <p>事務局より報告をお願いします。</p>
次長	<p>報告説明（1番から10番）</p>

議長	<p>報告第2号については、報告のとおり届出があり受理済みでありますので、ご承知願います。</p>
議長	<p>その他としまして、9月17日に開催された、第2回八千代市農業振興計画策定検討委員会に私が出席しましたので、報告します。</p>
議長	<p>第2回八千代市農業振興計画策定検討委員会が、9月17日午後2時から、やちよ農業交流センター第1・第2研修室で行われました。15名中14名が出席しております。</p> <p>今回は、8月4日に行われました第1回の策定検討委員会を踏まえたうえで行ったわけですが、前回の意見を資料としてまとめて、それを反映させ、「八千代市第2次農業振興計画（素案）」というものが、今回の会議資料として提出されました。内容については、事前に配布されていたので、私が読んで気がついたところについて意見を申し上げております。</p> <p>一部を紹介いたしますと、今、意見書策定委員会の方でも要望しておりました農業交流センターの活用について、この中では一切触れていないんですよね。道の駅については今後どうしていくか計画があるのに、農業交流センターが入っていないのはおかしいのではないかと申し上げます。これが次にどういう形で入ってくるかは未定ですけれども。</p> <p>もう一つは水田の再基盤整備についてもここに入っていて、八千代市の図面の中に田んぼの配置があって、整備済みや未整備に色分けされていて、計画として今後も再基盤整備を進めますよというものが入っているのにもかかわらず、水田の再基盤整備の目標値が現在306ヘクタールの水田が大区画化されているのが現時点、5年後の2025年には40ヘクタール弱増える予定があって、これはおそらく桑納川沿岸の土地改良区が整備されるのを見込んでその数字が入っている、ところがその10年後、20年後にはその数字に変化がなくて、これから推進していくと言っておきながら、例えば、桑納や麦丸が未整備であって、それは地元意向がどうであれ、市としては積極的に進めていきたいというものを、数字と目標をこの中に入れるべきではないですかという意見を申し上げてきました。その他にも何点か意見は出しましたけれども、ここでは省略します。</p> <p>今後の予定なのですが、これを今、農政課が手直しをしていると思いますが、10月中旬にパブリックコメント、市民に対しインターネットで見られるようにして意見募集するというございます。12月には第3回の委員会を最終調整として行いたい、それを踏まえて、年が明けたころには農政審議会を開催して、そこに諮問をしていく予定となっております。</p> <p>表題がこの前まで農業振興計画ということで、現行の計画と全く名前が</p>

	<p>同じだったので、区分したほうが良いであろうということで、今回第2次という文言を農政課で付けて変わりました。</p> <p>このように、来年の4月からスタートする計画が、着々と進んでいるというところです。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告につきまして、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p>
議長	<p>次に、第2回広報委員会が開催されましたので、副委員長の稲垣委員から報告願います。</p>
稲垣委員	<p>稲垣です。</p> <p>9月9日に第2回広報委員会が開かれました。</p> <p>この会議で決まったことは、農業委員会だよりのタイトルをどうしたらよいかということで、前回の44号と同様の字体となりました。また、前回お配りしたものは、会長の挨拶文がまだ入っていなかったのですが、9月18日に決まりましたので、現在はそれが入った形になっております。その他細かい部分の修正がありました。</p> <p>今後の農業委員会だよりのスケジュールなのですが、最終的な校正が終わるのが10月13日となります。10月19日に校了ですが、それ以前であれば修正が可能ですので、おかしいところがありましたら、15日くらいまでにご連絡をいただきたいと思います。その後、印刷が出来上がり、納品されるのが10月23日の予定となっております。</p> <p>それから、出来上がりましたら、皆さんで担当地区での配布をお願いいたします。</p> <p>報告は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、広報委員会より報告がありましたが、質問等ありませんか。</p> <p>【「質問なし」の声あり】</p>
議長	<p>質問等がないようですので、報告のとおりとします。</p> <p>稲垣委員ありがとうございました。</p>



議長	<p>以上をもって、本総会における案件の審議は全て終了しました。 次に、事務局より連絡事項があります。</p>
次長	<p>事務連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「令和2年度版 農家相談の手引」の配付について</li> <li>○農業者年金加入推進活動に関する研修会の開催について</li> <li>○「令和2年度ブロック別農業委員・農地利用最適化推進委員合同研修会」の開催中止及び「令和2年度農地利用最適化推進市町村巡回研修会」の開催予定について</li> <li>○「令和2年度経営力強化・農地集積促進シンポジウム」について</li> <li>○農業委員会活動記録簿の回収について</li> <li>○議案書及び現地調査結果報告書について</li> <li>○次回の総会について</li> </ul> <p>11月9日（月）午後2時30分から 市役所 新館6階 第4会議室 現地調査：10月30日（水）午後1時15分に事務局集合 担当委員：將司委員，佐藤委員</p>
議長	<p>以上で令和2年第11回総会を閉会します。</p>